

安全保障理事会議長声明

「中央アフリカ共和国情勢」と名付けられた議題に関する安保理の審議に関連して、2009年4月7日に開催された、安全保障理事会の第6102回会合において、安全保障理事会議長は、安保理を代表して以下の声明を發した。

安全保障理事会は、2008年12月8日から20日に、バンギで開催された包括的政治対話の勧告の履行に向けた最近の進展を歓迎する。安保理は中央アフリカ共和国における国民和解と安定を促進する効果的な枠組として、この過程への完全な支援をくり返し表明する。安保理は対話によって生み出された気運および会合の成功を可能とする妥協と協力の精神を維持することを全ての当事者に対して求める。

安全保障理事会は、まだそのようにしていない全ての武力集団に対して、とりわけ中央アフリカ北部において最近活動を行っている集団に対して、暴力を即座に停止することを要求する。安保理は全ての当事者に対して、2008年6月21日にリーブルビルにおいて署名された包括的和平協定および2007年2月のシルト協定に含まれている初期の公約並びに2007年4月のピラオ協定を尊重し履行することを求める。

安全保障理事会は、全ての武装集団に対して、子どもの勧誘および使用をただちに阻止し彼らと関係する全ての子どもを解放することを求める。安保理は、優先的な事項として、国際連合中央アフリカ統合平和構築事務所との密接な協力の下、安全保障理事会決議1539（2004）および1612（2005）の枠組における行動計画を、発展させ履行することを全ての当事者に対して求める。

安全保障理事会は、武装解除、動員解除および社会復帰（DDR）の過程の実行の緊急性並びに緊急の必要性を強調する。安保理は中央アフリカ共和国における全ての当事者に対してこの目的のために決意を持って取り組むことを求める。安保理は、DDRの過程に資金を提供する中央アフリカ経済金融共同体（CEMAC）によってなされた2009年1月30日の誓約を歓迎し、国際社会に対して時宜を得た、また十分な支援をこの過程に提供するよう求める。

安全保障理事会は、中央アフリカ共和国政府および全ての政治的利害関係者に対して、2009年並びに2010年の地方、国会および大統領選挙の時宜を得た、効果的および透明な準備を確実とすることを求める。

安全保障理事会は、現在の国際連合平和構築事務所（BONUCA）を引き継ぐ国際連合中央アフリカ共和国統合平和構築事務所（BINUCA）を設立する、2009年3月3日付書簡（S/2009/128）における事務総長による勧告を歓迎する。安保理は国際連合統合平和構築事務所が次の任務を実行することについて、満足をもって留意する。

- (a) とりわけガバナンス改革と選挙過程への支援を通じて、対話の成果の履行における国家および地方の取組を支援すること。
- (b) 武装解除、動員解除および社会復帰過程の成功裏の実現並びに治安部門制度の改革を支援し、および法の支配を促進する活動を支援すること。
- (c) 地方における国家権力を回復する取組を支援すること。
- (d) 国家の人権についての能力を強化し、人権と法の支配、司法並びに説明責任の尊重を促進する取組を支援すること。
- (e) 平和構築委員会の任務、および平和構築基金を通じて支援される戦略的平和構築枠組並びに事業の履行を密接に調整し支援すること。
- (f) 地域において生じつつある平和と安全の脅威に関して国際連合中央アフリカ・チャド・ミッション（MINURCAT）と情報および分析を交換すること。

安保理はまた、統合事務所が以下の追加の任務を行うことを確実とすることを事務総長に要請する。

- (g) 決議 1539（2004）および 1612（2005）に従い設立された監視並びに報告の手続きの支援を含む、包括的和平合意および DDR 過程の履行において子どもの保護が適切に対応されていることを確実とすることを支援すること。

安保理は、新特別代表および副代表の早期の配置を通じてを含み、新統合事務所への円滑な移行が可及的速やかに行われることを確実とすることを事務総長に対して要請する。安保理は事務総長に対して、特別政治ミッションの資源が限定されていることに留意しつつ、新事務所の組織および人員に関して、次期報告書において報告することをさらに要請する。

安全保障理事会は、平和構築委員会より提供される中央アフリカ共和国への支援を歓迎

し、平和構築の戦略的枠組の完了を期待し、援助コミュニティに対して中央アフリカ共和国の長期的な安定および発展に必要不可欠な分野を確定し、それら分野における支援を集中するために委員会と共に取り組むことを求める。